

平成 26 年 6 月 3 日

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信

第三回口頭弁論調書異議

第三回口頭弁論調書について、次の通り異議を述べる。

民事訴訟法第 160 条 2 項の規定により、訂正を求める。

記載漏れ事項

1. 次の事項が記載されていない。2 頁目 11 行目に挿入すべき事実。

原告：乙第 16 号証(議会運営委員会記録)につき、別紙 2 が添付されていないことを裁判長に確認を求める。

裁判長：(確認後)(別紙 2 が) あるのとないのとで、(結果に)違いがありますか。

原告：あります。

原告：総務財政委員会記録(乙第 18 号証)に、議会運営委員会記録と同じように、請願陳情の原本が閉じられていないのはなぜか。(被告が無言なので 3 回ほど繰り返す)

被告：無回答

裁判長：時間がないので証拠調べ中止。(次回継続)

民主主義は決定までの過程が大切である。提出されたままの請願書、陳情書があるがままに記録に綴ることが必要である。一部を恣意的に排除して人の目に触れないようにすることは、検閲、改竄である。市長総務課へ送付され保存されている陳情書の記録にも別紙 2 がないことを見ても、別紙 2 がないまま議会でも審議されていたことは明白である。

原告は、次回期日に証拠検証の継続を求める。

以上